

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
 (平成 19 年 5 月 30 日財閥第 710 号)】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別添</p> <p>健発第 0525006 号 平成 19 年 5 月 25 日 改正 健発第 0512006 号 平成 20 年 5 月 12 日 <u>改正 健発 0317 第 4 号</u> <u>平成 29 年 3 月 17 日</u></p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法 律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定 する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び 第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されているところです。 このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱い について、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」に よる こととしたので、特段の配慮をお願いします。</p>	<p>別添</p> <p>健発第 0525006 号 平成 19 年 5 月 25 日 改正 健発第 0512006 号 平成 20 年 5 月 12 日</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法 律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定 する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び 第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されているところです。 このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通關の際における取扱い について、別添「感染症法に係る病原体等の通關の際における取扱要領」に よる こととしたので、特段の配慮をお願いします。</p>
<p>別添</p>	<p>別添</p>

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
 (平成 19 年 5 月 30 日財閥第 710 号)】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 税関への確認依頼事項</p> <p>感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 特定一種病原体等</p> <p>厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定証」(別紙 1) の原本<u>又はその写し</u>を輸入申告の際に税関へ提示させる。</p> <p>(2) 二種病原体等</p> <p>厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」(別紙 2) の原本<u>又はその写し</u>を輸入申告の際に税関へ提示させる。</p>	<p>「感染症法に係る病原体等の通關の際における取扱要領」</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 税関への確認依頼事項</p> <p>感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通關の際における取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 特定一種病原体等</p> <p>厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定書」(別紙 1) の原本を輸入申告の際に税關へ提示させる。</p> <p><u>なお、「特定一種病原体等輸入指定書」は、特定一種病原体等を輸入しようとする都度必要であるので、内容を確認後、二次使用防止のための処理印（税關審査印）を押印したうえで輸入申告者に返却されたい。</u></p> <p>(2) 二種病原体等</p> <p>厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」(別紙 2) の原本を輸入申告の際に税關へ提示させる。</p>

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財閥第 710 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
4 (省略)	<p>なお、「二種病原体等輸入許可証」は、輸入しようとする二種病原体等の種類ごとに受けなければならないので、内容を確認後、二次使用防止のための処理印（税関審査印）を押印したうえで輸入申告者に返却されたい。</p> <p>4 (同左)</p>

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
 (平成 19 年 5 月 30 日財閥第 710 号)】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																										
<p style="text-align: center;">別紙 1 指定番号 <u>特定一種病原体等輸入指定証</u></p> <p><u>氏 名</u> (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <u>住 所</u></p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 56 条の 4 のただし書きに規定する海外から輸入する必要がある<u>特定病原体等として指定したこと</u>を証する。</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 印</p> <p>指定の年月日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>輸入しようとする特定一種病原体等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr><td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr><td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr><td>事業所の名称</td><td></td></tr> <tr><td>事業所の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>特定一種病原体等所持指定番号</td><td></td></tr> <tr><td>指定の条件</td><td></td></tr> <tr><td>事務処理欄</td><td></td></tr> </table> <p><u>備考</u> 1 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。 2 事務処理欄は、記入しないこと。</p>	輸入しようとする特定一種病原体等の種類		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		事業所の名称		事業所の所在地		特定一種病原体等所持指定番号		指定の条件		事務処理欄		<p style="text-align: center;">別紙 1 指定番号 <u>特定一種病原体等輸入指定書</u></p> <p><u>特定一種病原体等所持者の名称:</u> <u>代表者氏名:</u> <u>所 在 地:</u></p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 56 条の 4 のただし書きに規定する<u>特定一種病原体等の輸入の指定を受けた者であることを証する</u>。</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 印</p> <p>指定の年月日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>輸入しようとする特定一種病原体等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr><td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr><td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr><td>持込者又は輸入港における受取者の所属及び氏名</td><td></td></tr> <tr><td>指定の条件</td><td></td></tr> </table> <p><u>(この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)</u></p>	輸入しようとする特定一種病原体等の種類		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		持込者又は輸入港における受取者の所属及び氏名		指定の条件	
輸入しようとする特定一種病原体等の種類																																											
輸入の目的																																											
輸出者の氏名又は名称																																											
輸出者の住所																																											
輸入の期間																																											
輸送の方法																																											
輸入港名																																											
事業所の名称																																											
事業所の所在地																																											
特定一種病原体等所持指定番号																																											
指定の条件																																											
事務処理欄																																											
輸入しようとする特定一種病原体等の種類																																											
輸入の目的																																											
輸出者の氏名又は名称																																											
輸出者の住所																																											
輸入の期間																																											
輸送の方法																																											
輸入港名																																											
持込者又は輸入港における受取者の所属及び氏名																																											
指定の条件																																											

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財閥第 710 号)】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別紙 2 (省略)	別紙 2 (同左)